

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度 申請要項

1 制度の概要

この制度は、県内において飲食業を営む事業者が実施する新型コロナウイルス感染症予防対策について、その内容を県が認証することにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供することを目的したものです。

2 対象となる施設

飲食業に属する事業者（食品衛生法第55条第1項の許可を受けた者）が営む、日本標準産業分類「中分類76-飲食店」または「中分類80-娯楽業のうちカラオケボックス業」に分類される県内の事業用施設のうち、専ら集客を目的とするもので、以下を除きます。

- ・暴力団であるもの又は役員に暴力団員がいるものが営む施設
- ・店舗内で飲食することを主たる目的としない飲食店（テイクアウト・デリバリー型の店舗、キッチンカー、露店等）
- ・食品衛生法施行令第35条第2号から第32号に規定する営業を行う施設
(宿泊を主とした施設は対象に含まれません。)

3 申請手続き

電子申請又は書面申請（郵送）のどちらか一方をお選びください。

対象業種の店舗において取り組んでいる感染症予防対策について、以下の申請書に入力（記入）し、添付資料と合わせて申請してください。

(1) 電子申請

URL: <https://fujinokuni-ninsho.jp/>

(2) 書面申請

申請書を記入の上、添付資料①及び②を同封して、以下の宛先あて郵送ください。

（添付資料）①飲食業許可証の写し

②飲食業の許可を受けた者の住所、氏名、生年月日が表示された公的資料の写し
(例：運転免許証、健康保険証等)

郵送先：〒420-0853 静岡市葵区追手町2番12号 静岡安藤ハザマビル2F
ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局 あて

4 申請から認証までの流れ

(1) 提出書類の確認、現地確認による申請内容の確認

申請書の内容を確認した後、申請者の方に現地確認の日程調整について連絡します。

申請が混み合っている場合、申請から現地確認まで、日数を要する場合があります。

(2) 申請内容の審査、現地確認の結果を踏まえ、県が作成した「感染症予防対策に係る基準」に適合していることが認められれば、認証書及び認証マークを交付します。なお、認証事務に際して金品等を要求することは一切ありません。

5 お問い合わせ ※お問合せには通話料がかかります。

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局

電話：0570-020-112（平日午前8時30分から午後5時15分）

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）への支援制度について

静岡県では、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度へ申請する事業者の方を対象に、感染予防対策資機材の購入費等を支援する制度を開始しました。令和2年1月6日以降に感染予防対策資機材を購入された方は、購入者、購入日、購入店、購入した資材の内容・金額が確認できる資料（領収書等）を御用意のうえ、以下のページから申請いただきますよう、お願ひいたします。

申請はこちら→ https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-anzen_anshin_ninsyo_hozyo.html

ふじのくに 認証制度

